

# 審査基準

## I 採択案件の決定方法

提出された企画提案書について審査を行い、地域及び受入団体の種別のバランス等も考慮した上で、各評価項目の得点合計が高い順に採択案件として決定する。

## II 審査方法

企画提案書に基づき、保健体育課において書類選考を行う。また、必要に応じて、事業計画の詳細に関する追加資料の提出を求めることもある。

## III 評価方法

評価は下記の各項目について、次の評価基準による5段階評価とし、審査者が各々評価した結果の合計を平均したものを当該提出者の得点とする。

[評価基準]

大変優れている=5点	優れている=4点	普通=3点
やや劣っている=2点	劣っている=1点	

### (1) 事業趣旨に関する評価

- ① 健常者と障がいのある人が地域で一緒にスポーツ・レクリエーション活動に取り組むきっかけや拡充となる活動であること。
- ② 障がいのある人が気軽に、かつ、継続的に参加しやすいようにプログラムを工夫していること。
- ③ 関係団体と積極的に連携を図ろうとしていること。

### (2) 事業実施主体に関する評価

- ① 事業実施に必要な人員・組織体制が整っていること。
- ② 事業管理を適切に遂行できる体制を有していること。
- ③ 市町村教育委員会等から適切な指導・助言を得られる体制があること。

### (3) 事業内容に関する評価

- ① 事業の目標が、地域の実態に即していること。
- ② 計画が具体的に設定され、実現性・妥当性があること。
- ③ 実施方法が、具体性・適正性・効率性に優れていること。
- ④ 次年度のビジョンが明確であること。